

官報号外

平成十九年五月十四日

○第一百六十六回 参議院会議録第一十四号

(号外)

平成十九年五月十四日(月曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成十九年五月十四日

午前十一時開議

第一 日本国憲法の改正手続に関する法律案

(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案
について、提出者の趣旨説明を認めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。冬柴
国土交通大臣。

〔國務大臣冬柴鐵三君登壇、拍手〕

○國務大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりま

平成十九年五月十四日 參議院会議録第二十四号 議事日程追加の件 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(趣旨説明)

した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、急速な少子高齢化の進展や移動手段に関する国民の選好の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、地域における公共交通の置かれた状況は年々厳しさを増しており、地域によっては住民等の移動手段として不可欠な公共交通を適切に維持することに困難を生じております。一方で、高齢者を始め地域住民の自立した日常生活及び社会生活を確保し、活力ある都市活動を実現する観点からは、良質な公共交通サービスを確保することは極めて重要な課題であり、また、観光交流を始めとした地域間交流を促進するとともに、交通に係る環境への負荷の低減を図る観点からも、地域において公共交通を活性化、再生することは喫緊の課題となっております。

第三に、鉄道事業と道路運送事業等複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業について、国による認定制度を設け、認定に係る事業に對することとしております。

第三に、鉄道事業と道路運送事業等複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業について、国による認定制度を設け、認定に係る事業の実施に必要となる関係法律に基づく許可等の手続の合理化等の措置を講ずることにより、地域の旅客輸送需要に適したこれらの事業の円滑化を図ることとしております。

以上が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案の趣旨説明です。(拍手)
○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。藤本祐司君。

〔藤本祐司君登壇、拍手〕

○藤本祐司君 民主党の藤本祐司でございます。

会派を代表して、ただいま議題となりました地

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、市町村は、基本方針に基づき、地域の関係者による協議を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画を作成することとしております。また、計画に定められた軌道事業、道路運送事業、海上運送事業の高度化に係る事業等特に重視する観点から、良質な公共交通サービスを確保することとしております。

第三に、鉄道事業と道路運送事業等複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業について、国による認定制度を設け、認定に係る事業に對することとしております。

十八日が最終報告というふうにされておりますが、現在までに国土交通省が把握した事故の原因、今後取るべき対応策や事故防止策について、田市の遊園地エキスボランドで起きた痛ましいジエットコースターの事故に対し、死傷者の御家族、関係者の皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

ジエットコースターの事故は、まかり間違えば多くの犠牲者を出しかねません。今回の事故について言えば、大変残念なことは、事故の原因が会社側のずさんな整備点検にあつたということです。また、指導監督に当たる吹田市の対応も、条例で検査を義務付けることを怠ったことなど、手抜かりがあつたとの問題点も指摘されておりま

域公共交通の活性化及び再生に関する法律案について質問いたします。

本題に入ります前に、去る五月五日、大阪府吹

田市の遊園地エキスボランドで起きた痛ましいジエットコースターの事故に対し、死傷者の御家族、関係者の皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

ジエットコースターの事故は、まかり間違えば多くの犠牲者を出しかねません。今回の事故について言えば、大変残念なことは、事故の原因が会

社側のずさんな整備点検にあつたということです。また、指導監督に当たる吹田市の対応も、条例で検査を義務付けることを怠ったことなど、手抜かりがあつたとの問題点も指摘されておりま

す。また、指導監督に当たる吹田市の対応も、条例で検査を義務付けることを怠ったことなど、手抜かりがあつたとの問題点も指摘されておりま

す。また、指導監督に当たる吹田市の対応も、条例で検査を義務付けることを怠ったことなど、手抜かりがあつたとの問題点も指摘されておりま

す。それでは、本題に入ります。

皆さんは、地域公共交通と云ふと何を思い浮かべますでしょうか。恐らくは、鉄道とか路線バス、これを浮かべることだと思います。東京でも地元でも専ら自家用の車やタクシーで移動している方は、地域公共交通には何か問題点はあります。どうだとか、だれかに問題点を聞いているということがあります。地域公共交通には何か問題点はあるのかなというふうに思っているところです。

私は、地域公共交通には何か問題点はあります。どうだとか、だれかに問題点を聞いているということがあります。地域公共交通には何か問題点はあるのかなというふうに思っているところです。私は、都営地下鉄、東京メトロ、JRと乗り継いで自宅と国会を行なうため、この法律案を提案することとした次第です。

すが、例えば都営地下鉄線、これは駅にエスカレーターとかエレベーターが整備されていないところもございまして、極めてバリアフリーではなくてバリアフルな、つまりバリアが多い駅がたくさんあるということを私は実感として分かっています。オリンピックを誘致するお金があるんだつたら、都営地下鉄の駅をすべてまずバリアフリーにしていただきたいものだなというふうにつづく感じております。

さて、本法案では、地域の関係者の合意形成を図るために、地域公共交通総合連携計画を作成することとしています。そもそも、法案で言うこの地域とはどの程度のどういう範囲を想定しているのでしょうか。

車を自分自身で運転する方あるいはだれかに運転してもらえる方々は、さほど公共交通の重要性は肌身に感じては分かつていないのであるから、それまでは、児童生徒、そして一部の高齢者や一部の障害者の方など車の運転のできない方にとっては、地域公共交通は不便なく日常生活を営むためには大変大切なインフラであります。また、地球温暖化など環境対策の面からも、二酸化炭素の排出量が全体としては少なくなるマストランスポーターンの評価が高くなってきております。

本法案が想定している地域公共交通には、そのマストランスポーターションの代表格である地方鉄道が含まれています。国鉄が民営化されJRへと鉄道路線が継承されたときに、地方鉄道によつては、これを存続すべきか廃止すべきかといったいろんな議論があつたこの地方鉄道に対する沿住民のいわゆるマイレール意識が徐々に薄くなつてきていることは事実だと思います。また、地方の人口減少やモータリゼーションの進展とともに

地方鉄道の利用者が減少し、採算が取れなくなつてきています。こうした事態を開拓するために、各地方鉄道や自治体は様々な企画を催して利用者の増加に向けて涙ぐましい努力を続けています

が、財政難に打ちかつほどではなく、はかばかしい効果は上がつていません。

そこで、自治体、公共交通事業者、住民や交通施設の管理者等が一体となつて地域公共交通の新たな活性化及び再生を図るために地域公共交通総合連携計画を作成することになつております。ただ、この場合、お互いが共有する理念が一致しなければなりません。冬柴大臣、本法案の策定において、一体どのような発想、理念に基づいて地域公共交通総合連携計画を立案しようとしているのでしょうか。

次に、速達性、つまり早く目的地に到達できるかどうかという速達性や定期性、時間どおり目的地に到達できるかどうかというその定期性において、鉄道に比べたら若干見劣りする路線バスについてお聞きいたします。

バスは、交通渋滞の影響、あるいは時間が余計に掛かること、あるいは行きたい場所の目の前では止まつてもらえないなかつたりという理由で利用率がなかなか上がりません。最近は、フリー乗降バスやコミュニティーバス、バス専用レーン、優先レーン、あるいはパーク・アンド・バスライドの整備など、使い勝手を考えたバスシステムが増えてきましたとはいえ、まだまだ資金的な問題もあって広く全国的に普及しているわけではありません。海外の例では郵便配達を兼ねたボストバスクが走つたり、日本でも過疎地のバスが、運転手がその住民の買物を手伝つて、引き受けて、町で買ったものを運んであげるという、そういう

よりも利用者にとって便利で使い勝手の良い公共交通を整備することが重要です。そのためには、サービスの供給サイドではなく、利用者、すなわちサービスを受ける側の視点に立つて地域公共交通総合連携計画を作成することが成否を分けるとけられなりません。冬柴大臣、本法案の策定において、一体どのような発想、理念に基づいて地域公共交通総合連携計画を立案しようとしているの

でしょうか。

その地域公共交通総合連携計画を作成する際は、多様な関係者が参加することになると思います。その際、各関係者のニーズが多様になると認め、合意形成は口で言うほど、また頭で考えるほど簡単ではありません。合意形成に向けてどのような方策があるか、お示しいただきたいと思います。

また、この計画を作成する際は、具体的にどのような参加者を想定し、参加を促すためにいかなる方策を講じるつもりなのか、お答え願います。本法案が対象としている利用者は、地域住民のほかに観光旅客、いわゆる観光客があります。とにかく交通インフラが整備されさえすれば自然に観光客が増えると考えている方がいらっしゃるかも知れませんが、それは神話です。交通インフラの整備は、地域の観光行動を大きく変えてしまつた

過地点に変わってしまう、あるいは宿泊をしてくれたほどよい距離だったところが日帰りになつてしまつたり、そういう変化が起こります。滞留時間が短くなつて、消費が減つたりもします。

また、五年ほど前のデータで恐縮ですが、JR東日本新聞の調査の温泉地評価によりますと、人気の高い温泉トップテン、このトップテンは交通がむしろ不便な地域ばかりなんです。例えば、乳頭温泉、これは秋田県ですが、あるいは群馬県の草津温泉であつたり大分の湯布院などです。決して交通が便利とは言えない地域ばかりがトップテンなんです。逆に、評価が低い温泉トップテン、すなわちワーストテンと言つてもいいんでしょうね。これは半数以上が実は新幹線が停車する駅にある温泉地なんです。差し障りがあるといけませんので温泉地名はここでは控えますが、後で知りたい方は是非、本散後、私のところに寄つていただければ、その情報は御提供いたしたいと思います。

つまり、新幹線が止まるとか道路が整備されたということで、その地域の人々がそれだけで安心をしてしまつて努力をしないで観光客が増えないという結果をもたらしています。交通が便利になつたから自然に観光客が増えるんだというのは正に幻想です。つまり、観光地としての魅力向上することをないがしろにしてしまう。

観光地の魅力向上には、むしろ多少アクセスが悪いくらいの方が工夫しがいがあり、努力しがいがあるというふうにも言えるかもしれません。普通に考えれば、簡単にアクセスしていくつでも行けるようなところというのは大体後回しにして、いつも行けるからいやと言つて、結局行かないということが起ります。静岡県で生まれ育つた

路線バス事業の活性化を図ることは、高齢者を中心とした地域住民の足の確保に大変重要であると認識しています。

このため、バスの速達性や定時性の向上について、連節バスを活用した都市型のバス輸送システムなどの導入促進を新法に盛り込み、関係機関と連携して普及していくこととしております。また、需要の少ない地域においても、便数増や低廉な運賃などのサービス改善により需要を拡大する取組や、利用者の求めに応じていつでもどこでも乗り降りできるバスサービス、旅客をそれぞれの目的地まで届ける乗り合いタクシーの導入など、地域の様々なアイデアを国土交通省としても積極的に支援をしてまいります。

需要者側の視点での地域公共交通総合連携計画策定の重要性についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、真に地域にとって有益な地域公共交通を実現するためには、そのサービスを利用する需要者側の視点を十分に取り入れることが重要であると考えています。

このため、本法案では、地域公共交通総合連携計画を作成するために設置される協議会のメンバーには地域公共交通の利用者が含まれる旨を明記したほか、市町村が同計画を作成する際には、あらかじめ住民、利用者などの意見を反映させるための措置を講じることを義務付けています。さらに、利用者等は市町村に対し、素案を示した上で地域公共交通総合連携計画を作成することを提案できる制度も設けているところでございました。

地域公共交通総合連携計画の作成に当たっての想定される参加者と合意形成の方策についてお尋ねがございました。

地域公共交通総合連携計画を作成するに当たつては、地域の多様な関係者が計画作りに参加することにより真に有益な計画が作成されることが重要であると考えており、市町村のほか、関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者、学識経験者などが参加する協議会での協議を経て計画が作成されることを想定しております。

この際、公共交通事業者等に対しては、協議会への参加応諾義務を課すことにより、正当な理由なく協議に応じないことを防ぎ、多様な関係者による協議の促進を図ることとしております。

また、御指摘のとおり、計画作成に当たつて関係者間の合意形成は困難なケースもあるかと思ひます。このような場合においても、関係者間の粘り強い論議をしていただくことが肝要であると考えますが、本法案では、都道府県は各市町村の区域を越えた広域的な見地から必要な助言、援助を行い、国は必要な情報やノウハウの提供、助言等を用いることとしており、地方運輸局、地方整備局を通じて、関係者間の合意形成を積極的に支援してまいりたいと考えております。

地域公共交通とまちづくりについてお尋ねがございました。

このよつたな場合においても、関係者間の粘り強い論議をしていただくことが肝要であると考えますが、本法案では、都道府県は各市町村の区域を越えた広域的な見地から必要な助言、援助を行つてまいります。

本法案においても、まちづくりの諸施策と連携しながら地域公共交通の活性化及び再生を推進することとしており、このような取組について総合的に支援を行つてまいります。

地方鉄道における上下分離制度についてお尋ねがありました。

本法案においては、既に鉄道事業法において上下分離制度が整備されております。地方鉄道の分野では、この制度を活用して、施設の保有や管理を沿線自治体などが担うこととし、運行会社の経済的負担を軽減することで路線の維持や活性化を図ろうとする取組が広がりつつあるところであります。

地域公共交通は、地域の経済活動や日常生活によって支えられているものであり、地域公共交通の活性化、再生に当たつてはまちづくりとの連携が非常に重要です。

このため、本法案においては、まちづくりとの連携に関して、その目的規定において、活力ある都市活動の実現を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することの重要性を規定するとともに、市町村が作成する地域公共交通総合連携計画について都市計画や中心市街地活性化法の利用に当たつてのサポートを行うサービスなど、

様々なソフト施策が重要です。

国としても、今申し上げたように、公共交通機関を魅力あるものにする様々なソフト施策について必要な情報を収集し地域の関係者に対して提供することにより、地域の関係者による地域公共交通の活性化、再生のための取組や創意工夫を積極的に支援してまいりたいと考えております。

地域公共交通の活性化、再生に取り組む姿勢についてお尋ねがございました。

地域の公共交通をめぐる環境は非常に厳しい状況にありますが、急速な高齢化の進展など今後我が国の経済社会情勢に照らして考えると、高齢者を始め地域住民の自立した日常生活や社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光交流の促進などによる地域の活性化、環境問題への対応の観点から、良質な公共輸送サービスを確保することが極めて重要な課題であり、地域の公共交通の活性化、再生が喫緊の政策課題と考えております。

地域のニーズや課題は多種多様でありますが、今後この法案を大いに活用して、市町村、公共交通事業者、地域住民等、地域の関係者が協働して主体的に創意工夫を發揮して頑張る地方を総合的かつ強力に支援し、地域公共交通の活性化、再生を図つてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、民主党の交通基本法に対する感想についてお尋ねがございました。

民主党の交通基本法の柱となつてゐるバリアフリー化や生活交通の維持などの考え方是非常に重要なことであり、本法案においても、自立した日常生活及び社会生活の確保を目的に規定するなど、民主党の交通基本法の趣旨を十分踏まえたものとなつてゐると考えております。

ただし、移動に関する権利につきましては、その実現のためには、交通事業に対する国との関与権限の強化、財政支出の大幅な増大や、あるいは効率化を招く等の様々な問題点がある、このように考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 日本国憲法の改正手続に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。日本国憲法に関する調査特別委員長関谷勝嗣君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

[関谷勝嗣君登壇、拍手]

○関谷勝嗣君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国憲法第九十六条规定する憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、併せて憲法改正の発議に係る手続の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と、小川敏夫君外四名発議の日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案を一括して議題とし、国民投票の対象とする案件、投票権者の年齢要件、最低投票率規定の必要性、国民投票の広報の在り方、国民

投票運動の規制の在り方、投票無効訴訟手続、憲法審査会の活動内容、合同審査会の在り方等について熱心な質疑が行われましたほか、名古屋市、仙台市、福岡市、札幌市、さいたま市、横浜市において地方公聴会を開催するとともに、参考人からの意見聴取を実施するなど、精力的な審査を重ねてまいりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

日本国憲法の改正手続に関する法律案につきまして、質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して広田一理事より反対、自由民主党及び公明党を代表して荒木清寛理事より賛成、日本共産党を代表して仁比聰平委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して近藤正道委員より反対、国民新党を代表して長谷川憲正委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決を行いました結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し、本委員会の審査を踏まえ、築瀬進理事より、自由民主党・新緑風会及び公明党の共同提案による十八項目から成る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。前川清成君。

[前川清成君登壇、拍手]

○前川清成君 民主党的前川清成です。

この国民投票法案に対して反対の立場から討論いたします。

私は、憲法を守るという言葉を、憲法の文言を墨守し、未来永劫一字たりとも触ってはならないという意味で理解すべきではないと考えています。政治、社会、国際情勢等の変化に応じて、國家権力を制御するルールである憲法も変わらざるを得ないときがあります。

例えば、憲法八十九条を字義どおり読めば、私

も、その一環として憲法八十九条を改正し、私

の理念を敷衍するものと言えます。

これに対して、憲法を守るという言葉を、およ

そ国家権力が憲法によって制限を受ける立憲主義

として理解するのであれば、私は、未来永劫守り

続けていかなければならない政治の形だと信じて

います。

何よりも、さきの戦争に思いを致せば明らかに

とおり、国家権力は国民の幸せに奉仕すべき存在

でありながら、もしもその使い方を間違えたならば最大、最強の人権侵害主体となります。だからこそ、憲法は国家権力を縛ることで私たちの命や

生活や幸せを守ろうとしています。その実質ゆえに、憲法は最高法規と位置付けられています。

ところが、今、私たちの国の立憲主義が深刻な危機に瀕しています。深刻な危機は、安倍総理の立憲主義に対する無理解と無節操に端を発しています。

歴代の自民党内閣は、憲法九条二項の「陸海空

軍その他の戦力は、これを保持しない」という文

言に對して牽強付会を重ねて、その縛りから逃れようとしてきました。そのときの共犯者は内閣法

制局でした。ところが、その内閣法制局でさえ集

団的自衛権の行使は憲法上容認できないとする政

府解釈を変更しないと見るや、安倍総理は自らの

友人らを集めて有識者懇談会を立ち上げ、その懇

談会の議論によつて集団的自衛権に関してこれまで積み上げられた政府解釈を無理やりにでも変

更しようとしています。

憲法によって権限を与えられ、そして憲法に

よつて縛られている時の最高権力者が、自らの意

思と取り巻きたちの知恵だけで憲法による縛りを

解きほどいてしまつたならば、政治制度としての

立憲主義は立ち所に崩壊してしまいます。それゆえ、私は、私たち民主党政権による立憲主義の復

権と法の支配の貫徹を希求せざるを得ません。

さて、国民投票法案について、与党が審議打

切りと採決を強く求める状況に至つて、私たち民

主党もやむなく対案を提出しました。しかし、私

は、民主党の対案についても、与党案よりは立憲

主義の思想を体現しているものの、いまだ完璧な

ものとは言えず、更に十分な時間を掛けて解決すべき課題が何点も残されていましたと感じています。

最低投票率制度もその一つであり、与党案、民

主党案とともに盛り込まれていませんが、圧倒的世

論が最低投票率を求めていました。これを無視し

て、憲法九十六条一項の文言だけを根拠に最低投

票率を否定することは、あしき概念法学と言わざ

るを得ません。仮に憲法改正が承認されたとして

も、極端に低い投票率であれば当該改正は政治的

正当性を獲得できない以上、ボイコット運動等の

懸念について実証的な調査や研究を重ねた上で結

論を出すべきではないでしょうか。

また、短期間ではありましたがあつたが、私たち民主党議員の質疑によつて法案の問題点が次々と明らかになりました。

例えば、小林正夫議員の多数の投票人とは一体何人以上を指すのかという質問に対し、与党発議者は、法案百九条に言う「多数の投票人」については相当程度な多数と説明し、法案百二十八条一項二号に言う同じ「多数の投票人」については、前者とは趣旨が異なると断つた上で、相当な数の多数と答えています。採決においてこの法案に賛成する皆さんには、相当程度な多数と相当な数の多数とを区別することができるのでしようか。

法案百九条における「多数の投票人」は、三年以下の懲役等が科せられる構成要件の一部であり、自由であるべき国民投票運動と犯罪との境界線を画する概念です。かくも漠然、不明確な構成要件をもつて刑罰を科すことは、罪刑法定主義にも抵触すると言わざるを得ません。

さらに、広報協議会に関しては、与党発議者が当該改正発議に反対した会派からも必ず委員が選任されると答弁しているにもかかわらず、法案十一条三項ただし書には「できる限り配慮する」としか書かれていません。できる限り配慮であれば、配慮したとのボーズだけで済ませて、結局は選任しないという決定もまかり通ります。発議者が真実、答弁のとおり意図しておられるのであれば、法案十二条三項ただし書は書き改める必要があります。

これらのほかにも、十八項目の附帯決議から明らかなとおり、解決すべき多くの課題を残置しましたまゝ、憲法施行後六十年間も存在しなかつた手

統法を、何も参議院選挙公示日まで五十二日、会期末まで残り四十日という今日この日にばたばたと成立させる理由は皆無です。

ところが、安倍総理は本年一月四日、年頭会見

において憲法改正を参議院選挙の争点にしたいと

発言し、これをきっかけに、冷静で理性的、価値中立的であるべき手続法の議論が政治の波に翻弄されてしまい、与党国会対策委員長には憲法記念

日までに国民投票法を成立させるという納期を背負い込んでしまいました。

その結果、先月十六日、国民投票法案の趣旨説明がこの本会議場で行われ、この場所における保

岡興治衆議院議員の、参議院はゼロから議論を始めるのではなく、衆議院の足らざるところだけを審議すべきものとの発言に与野党そろって憤慨を禁じ得なかつたあの日から、いまだ一ヶ月さえ経過していないにもかかわらず、足らざるところの議論さえ尽くされずに、数多くの問題点を残したまま、良識と理性ではなく、納期への服従と数の力によって国民投票法案は採決のときを迎えようとしています。

衆議院に憲法調査特別委員会が設置されたのは平成十七年九月二十二日です。本年四月十二日の委員会強行採決まで約一年七か月間、法案が提出された平成十八年五月二十六日からでも約十か月間、二回の海外調査や十二回の参考人質疑、小委員会における審議等も重ねられ、これら成果を法案に反映させるべく、大きく二十二か所の修正も加えられました。

これに対しても、私たち参議院に憲法調査特別委員会が設置されたのはこの通常国会冒頭であり、いりました。また、名古屋市、仙台市、福岡市、札幌市、さいたま市、横浜市の六か所で地方公聴

回の参考人質疑や六か所への委員派遣は実施され

たものの、これら成果は法案には一切反映されていません。衆議院との対比だけでも到底審議が尽くされたとは言い難く、私は本当に無念です。

言うまでもなく、良識の府という言葉は私たち参議院議員自らが声高に叫ぶゆえに冠されるわけではありません。あたかも審議時間を積み重ねれば足りるかのごとき審議だけで、衆議院から送付された法案を丸のみしていたならば、参議院なんか要らないとの声が国民の間に沸き起ることはない必至です。

これから行われる採決において、私たち参議院の存在理由と私たちの良識が問われます。それゆえに、私たち民主党は、この国民投票法案には強く反対することを訴えまして、私の反対討論といいたします。(拍手)

○議長(扇千景君) 中川雅治君。

〔中川雅治君登壇 拍手〕

○中川雅治君 私は、自由民主党並びに公明党を代表して、日本国憲法の改正手続に関する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

冒頭、参議院における審議状況を振り返つてまいります。

参議院におきましては、今国会冒頭に憲法調査特別委員会を設置いたしました。四月十六日、参

議院本会議場におきまして本法案の趣旨説明及び質疑が行われ、憲法調査特別委員会においては翌

日の十七日から審議がスタートいたしました。

委員会の現場では、連休を除き、ほぼ連日質疑

申し上げるまでもなく、憲法改正手続法は、憲法第九十六条に基づく憲法の附属法典であり、国民権を実質化するものであります。本来、憲法制定の直後に成立させなければならなかつた法律

であります。憲法施行六十周年の節目の年に、ようやく本日、参議院本会議における採決の日を迎えたことは、大変感慨深いものがございま

す。

それでは、以下、賛成の理由を申し上げてまいります。

賛成の第一の理由は、国民投票の対象を憲法改正国民投票に限定し、憲法制定権力の担い手である国民がその権利行使する制度を整備するものとなつてゐることであります。法的拘束力のある

憲法改正国民投票そのものと、任意で諮問的効果が想定される一般的国民投票は性質を異にするもの

のであり、当然のことながら同じ枠の中で制度設計することは不適切であると考えます。

賛成の第二の理由は、投票権者の年齢を十八歳

以上と定めるとともに、公職選挙法や民法などの関連法令について必要な法制上の措置を講じ、当

該措置が講ぜられるまでの間は二十歳以上とする

旨の経過措置が定められている点であります。諸

外国においては選挙権年齢と投票権年齢が一致

していることが多いことなどから見ても、こうした

官 報 (号 外)

経過措置を置いていることは極めて妥当であると考えます。

賛成の第三の理由は、無効投票をできるだけ少なくするため、賛否の表現の方式の工夫を図る等の配慮をしているとともに、白票などは無効とし、投票総数に算入せずに、憲法改正国民投票の承認の要件を有効投票総数の過半数にしている点であります。

賛成の第四の理由は、国民投票運動が原則自由に認められている点であります。なお、投票の公正さを図るために、公務員、教育者の地位利用による国民投票運動の禁止等、必要最小限度の規制が設けられている点は妥当であると考えられます。

賛成の第五の理由は、国民投票の実施に当たつての広報につきましては中立公正に十分配慮されている点であります。

賛成院におきましては、最低投票率導入の是非が大きな争点となりました。最低投票率の導入については、憲法第九十六条规定する以上の加重要件を設けることは憲法上も疑義があること、ボイコット運動を誘発しかねないこと、諸外国において採用している国が少なく、採用している国であつても、その大部分が憲法上規定されていること等の理由から、導入すべきでないことを申し上げております。

我々も、低い投票率が決して良いと考えているわけではありません。できるだけ多くの国民の皆様に投票所に足を運んでいただけるよう、国民の関心を高める努力や広報の充実等に十分努めるべきだと考えております。

本法案成立後、憲法審査会が設置されることになります。我々は、その中で国民的合意が得られ

る憲法改正に向け精力的に取り組んでいくことを

國民の皆様の前にお誓い申し上げ、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

した。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百二十一

九十九

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十一時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議員	近藤 正道君	副議長	今泉 昭君	議長	扇 千景君
	浜田 昌良君				

鰐淵 洋子君	谷合 正明君	澤 雄二君	又市 征治君
小泉 昭男君	大田 昌秀君	岩永 浩美君	阿部 正俊君
遠山 清彦君	浮島とも子君	魚住 汎英君	鈴木 政二君
山本 香苗君	小池 正勝君	岩井 國臣君	泉 信也君
渕上 貞雄君	渡辺 孝男君	北岡 秀二君	金田 勝年君
山本 保君	高野 博師君	市川 一朗君	景山俊太郎君
世耕 弘成君	松 あきら君	佐藤 泰三君	狩野 安君
福島みづほ君	加藤 修一君	田中 直紀君	尾辻 秀久君
山内 俊夫君	林 芳正君	西田 英夫君	清水嘉与子君
荒木 清寛君	国井 正幸君	中川 義雄君	鴻池 祥肇君
魚住裕一郎君	山下 栄一君	山口那津男君	片山虎之助君
木庭健太郎君	林 正俊君	松田 岩夫君	斎掛 哲男君
北川正昭君	若林 正俊君	武見 敬三君	水落 敏栄君
山崎 正昭君	北川イッセイ君	浜四津敏子君	藤野 公孝君
関口 昌一君	吉村剛太郎君	草川 昭三君	後藤 博子君
坂本由紀子君	河合 常則君	吉村 敬三君	松村 祥史君
中川 雅治君	田村耕太郎君	溝手 顯正君	田村 秀昭君
野村 哲郎君	未松 信介君	伊達 忠一君	吉田 博美君
秋元 司君	川口 二之湯 智君	西島 英利君	愛知 治郎君
山本 順三君	川口 順子君	中島 啓雄君	小林 温君
加治屋義人君	岡田 直樹君	山下 英利君	西銘順志郎君
小齊平敏文君	山谷えり子君	野上浩太郎君	木村 仁君
岡田 広君	有村 治子君	伊達忠一君	山本 一太君
常田 享詳君	中村 博彦君	中島 啓雄君	大野つや子君
田村 公平君	浜田 宏一君	木村 龍二君	松村 龍二君
岸 岸 岸	中村 博彦君	三浦 一水君	矢野 哲朗君
中村 博彦君	有村 治子君	保坂 三藏君	中原 真人君
岡田 宏一君	中村 博彦君	脇 雅史君	青木 幹雄君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	加納 時男君	陣内 孝雄君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	保坂 三藏君	中島 真人君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	山本 一太君	中原 真人君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	松村 龍二君	谷川 秀善君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	矢野 哲朗君	中原 真人君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	中原 真人君	西田 吉宏君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	西田 吉宏君	中曾根弘文君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	中曾根弘文君	櫻井 寛之君
岡田 宏一君	浜田 宏一君	櫻井 寛之君	倉田 新君

田浦 直君	岩城 光英君
佐藤 昭郎君	阿部 正俊君
佐藤 昭郎君	鈴木 政二君
佐藤 昭郎君	泉 信也君
佐藤 昭郎君	金田 勝年君
佐藤 昭郎君	景山俊太郎君
佐藤 昭郎君	狩野 安君
佐藤 昭郎君	尾辻 秀久君
佐藤 昭郎君	清水嘉与子君
佐藤 昭郎君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	片山虎之助君
佐藤 昭郎君	藤野 公孝君
佐藤 昭郎君	後藤 博子君
佐藤 昭郎君	吉田 博美君
佐藤 昭郎君	愛知 治郎君
佐藤 昭郎君	小林 温君
佐藤 昭郎君	西銘順志郎君
佐藤 昭郎君	木村 仁君
佐藤 昭郎君	山本 一太君
佐藤 昭郎君	大野つや子君
佐藤 昭郎君	松村 龍二君
佐藤 昭郎君	矢野 哲朗君
佐藤 昭郎君	中原 真人君
佐藤 昭郎君	西田 吉宏君
佐藤 昭郎君	中曾根弘文君
佐藤 昭郎君	櫻井 寛之君

島尻 安伊子君	藤末 健三君	尾立 源幸君	井上 哲士君	羽田 雄一郎君	財政金融委員
松下 新平君	富岡由紀夫君	高橋 千秋君	谷 博之君	増子 輝彦君	辞任
荒井 広幸君	鈴木 陽悦君	藤原 正司君	神本 美恵子君	福島啓史郎君	補欠
足立 信也君	白 真勲君	山根 隆治君	緒方 靖夫君	朝日 俊弘君	尾立 源幸君
主濱 了君	柳澤 光美君	小池 晃君	内藤 正光君	俊弘君	神取 忍君
池口 修次君	森 ゆうこ君	小林 正夫君	吉川 春子君	厚生労働委員	補欠
森 ゆうこ君	喜納 昌吉君	芝 博一君	大石 敏夫君	福島啓史郎君	尾立 源幸君
松井 孝治君	工藤堅太郎君	若林 秀樹君	千葉 築瀬進君	農林水産委員	神取 忍君
広野 ただし君	辻 泰弘君	辻 基隆君	大石 正光君	松下 新平君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	木俣 佳丈君	市田 忠義君	千葉 景子君	森 ゆうこ君	福島啓史郎君
木俣 佳丈君	加藤 敏幸君	奥石 東君	佐藤 泰介君	柳田 稔君	農林水産委員
峰崎 直樹君	峰崎 直樹君	前田 武志君	大石 正光君	森 ゆうこ君	松下 新平君
円 より子君	山本 孝史君	和田ひろ子君	千葉 築瀬進君	主濱 了君	森 ゆうこ君
山本 孝史君	江田 五月君	北澤 俊美君	佐藤 泰介君	福島みずほ君	厚生労働委員
高嶋 良充君	郡司 彰君	直嶋 正行君	渡辺 具能君	藤末 健三君	辞任
高嶋 良充君	山下八洲夫君	和田ひろ子君	冬柴 鐵三君	白 真勲君	辞任
西岡 武夫君	蓮 角田 義一君	田名部匡省君	蓮 義偉君	白 真勲君	主濱 了君
西岡 武夫君	蓮 角田 義一君	渡辺 秀央君	又市 征治君	白 真勲君	福島みずほ君
前川 清成君	島田智哉子君	島田智哉子君	藤末 健三君	藤末 健三君	主濱 了君
前川 清成君	林 久美子君	廣田 一君	白 真勲君	白 真勲君	又市 征治君
大久保 勉君	小林美恵子君	蓮 角田 義一君	白 真勲君	白 真勲君	福島みずほ君
大久保 勉君	紙 智子君	尾立 源幸君	白 真勲君	白 真勲君	主濱 了君
鈴木 寛君	津田弥太郎君	大田 昌秀君	白 真勲君	白 真勲君	福島みずほ君
鈴木 寛君	水岡 俊一君	又市 征治君	白 真勲君	白 真勲君	白 真勲君
黒岩 宇洋君	元さんマル子君	大田 昌秀君	白 真勲君	白 真勲君	白 真勲君
黒岩 宇洋君	大門実紀史君	岩本 聰平君	外交防衛委員	白 真勲君	白 真勲君
又市 征治君	又市 征治君	又市 征治君	総務委員	白 真勲君	白 真勲君
大田 昌秀君	福島啓史郎君	福島啓史郎君	辞任	白 真勲君	白 真勲君
大田 昌秀君	福島みずほ君	福島みずほ君	補欠	白 真勲君	白 真勲君
近藤 正道君	小泉 昭男君	野村 哲郎君	日本国憲法に関する調査特別委員	白 真勲君	白 真勲君
近藤 正道君	福島みずほ君	福島みずほ君	辞任	白 真勲君	白 真勲君
法律案	法律案	法律案	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

官 報 (号 外)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

種苗法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

地理空間情報活用推進基本法案(第百六十四回)
国会、額賀福志郎君外九名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国憲法の改正手続に関する法律案(第百六十四回)
日本国憲法の改正手続に関する法律案(第百六十四回)
日本国憲法(第三〇号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員又市征治君提出製造販売業者名等を表示していない医薬品に関する質問に対する答弁書(第三〇号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

種苗法の一部を改正する法律

同日内閣から、森林・林業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成十八年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十九年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

審査報告書

日本国憲法の改正手続に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月十一日

日本国憲法に関する調査特別委員長 関谷 勝嗣

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国憲法第九十六条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本案施行に要する経費としては、投票人名簿

及び在外投票人名簿を調製するために必要な情報システムの構築等に要する費用として約四十億円、その維持管理に要する費用として平年度

約十億円、憲法改正国民投票の実施に要する費

用として一回当たり約八百五十二億円が見込まれている。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

種苗法の一部を改正する法律

同日内閣から、森林・林業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成十八年度森林及び林業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十九年度森林及び林業施策」についての文書を受領した。

て検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するよう努めること。

憲法改正原案の発議に当たり、内容に関する関連性の判断は、その判断基準を明らかにするとともに、外部有識者の意見も踏まえ、適切かつ慎重に行うこと。

国民投票の期日にに関する議決について両院の議決の不一致が生じた場合の調整について必要な措置を講じること。

国会による発議の公示と中央選挙管理会による投票期日の告示は、同日の官報により実施できること。

低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること。

在外投票については、投票の機会が十分に保障されるよう、万全の措置を講じること。

国民投票広報協議会の運営に際しては、要旨の作成、賛成意見、反対意見の集約に当たり、外部有識者の知見等を活用し、客観性、正確性、中立性、公正性が確保されるように十分に留意すること。

憲法公報は、発議後可能な限り早期に投票権者の元に確実に届くよう配慮するとともに、国民の情報入手手段が多様化されている実態にかんがみ、公式サイトを設置するなど周知手段を工夫すること。

憲法改正原案の重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民への情報提供に努め、また、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施、請願審査の充実等に努めること。

合同審査会の開催に当たっては、衆参各院の独立性、自主性にかんがみ、各院の意思を十分尊重すること。

問の自由、教育の自由等を侵害することとなるよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。

罰則について、構成要件の明確化を図るなどの観点から検討を加え、必要な法制上の措置も含めて検討すること。

テレビ・ラジオの有料広告規制については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重するとともに、本法施行までに必要な検討を加えること。

罰則の適用に当たっては、公職選挙運動の規制との峻別に留意するとともに、国民の憲法改正に関する意見表明・運動等が萎縮し制約されることのないよう慎重に運用すること。

憲法審査会においては、いわゆる凍結期間である三年間は、憲法調査会報告書で指摘された課題等について十分な調査を行うこと。

憲法審査会における審査手続及び運営については、憲法改正原案の重要性にかんがみ、定足数や議決要件等を明定するとともに、その審議に当たっては、少数会派にも十分配慮すること。

憲法改正の重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民への情報提供に努め、また、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施、請願審査の充実等に努めること。

合同審査会の開催に当たっては、衆参各院の独立性、自主性にかんがみ、各院の意思を十分尊重すること。

右決議する。

一、成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させ

票運動の規制については、意見表明の自由、学

日本国憲法の改正手続に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年四月十三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

日本国憲法の改正手続に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 国民投票の実施
第一節 総則(第二条～第十条)
第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知(第十一条～第十九条)
第三節 投票人名簿(第二十条～第三十二条)
第四節 在外投票人名簿(第三十三条～第四十六条)
第五節 投票及び開票(第四十七条～第八十八条)
第六節 国民投票分会及び国民投票会(第八十九条～第九十九条)
第七節 国民投票運動(第一百条～第一百八条)
第八節 罰則(第一百九条～第一百二十五条)
第三章 国民投票の効果(第一百二十六条)
第四章 国民投票無効の訴訟等
第一節 国民投票無効の訴訟(第一百二十七一条～第一百三十四条)
第二節 再投票及び更正決定(第一百三十五条)
第五章 補則(第一百三十六条～第一百五十条)
第六章 憲法改正の発議のための国会法の一部改正(第一百五十二条)
第七章 成年被後見人は、国民投票の投票権を有する者(投票権を有しない者)
第八章 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国憲法第九十六条に定める日本国憲法の改正(以下「憲法改正」という。)について、国民の承認に係る投票(以下「国民投票」という。)に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

第二章 国民投票の実施

第一節 総則

(国民投票の期日)

第二条 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案したものとされる日をいう。)から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。

内閣は、国会法第六十五条第一項の規定により国民投票の期日に係る議案の送付を受けたところ及び国民投票区について準用する。

中央選舉管理会は、前項の通知があつたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の期日を中央選舉管理会に通知しなければならない。

中央選舉管理会は、前項の通知があつたときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならない。

しない。

(本籍地の市町村長の通知)

第五条 市町村長は、第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日から国民投票の期日までの間、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十七条の規定による在外投票人名簿の登録がされているものについて、前条の規定により投票権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(国民投票を行う区域)

第六条 国民投票は、全都道府県の区域を通じて行う。

(投票区及び開票区)

第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第十七条及び第十八条の規定は、国民投票の投票区及び開票区について準用する。

(国民投票の執行に関する事務の管理)

第八条 国民投票の執行に関する事務は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、中央選挙管理会が管理する。

2 委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行つた議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮するものとする。

3 委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行つた議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮するものとする。

4 前項の規定は、予備員の選任について準用する。

5 委員に事故のある場合又は委員が欠けた場合

法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

(協議会)

第十二条 国民投票広報協議会(以下この節において「協議会」という。)については、国会法に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(協議会の組織)

第十三条 協議会の委員(以下この節において「委員」という。)は、協議会が存続する間、その任にあるものとする。

2 委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各十人とし、その予備員の員数は、当該発議がされた際衆議院議員であつた者及び当該発議がされた際参議院議員であつた者各十人とする。

3 委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任する。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行つた議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようできる限り配慮するものとする。

4 前項の規定は、予備員の選任について準用する。

5 委員に事故のある場合又は委員が欠けた場合

官 報 (号 外)

は、憲法改正の発議がされた際にその者の属していた議院の議員であつた予備員のうちから協議会の会長が指名する者が、その委員の職務を行う。

(会長の権限)

第十三条 協議会の会長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持し、協議会を代表する。

(協議会の事務)

第十四条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 国会の発議に係る日本国憲法の改正案(以下「憲法改正案」という。)及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成
- 2 第一百六十五条の憲法改正案の要旨の作成
- 3 第一百六条及び第一百七条の規定によりその権限に属する事務

四 前三号に掲げるもののほか憲法改正案の広報に関する事務

- 1 協議会が、前項第一号、第二号及び第四号の事務を行うに当たっては、憲法改正案及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明に関する記載等については客観的かつ中立的に行うとともに、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載等については公正かつ平等に扱うものとする。
- 2 中央選挙管理会は、前項の国民投票公報の原稿の送付があったときは、速やかに、その写しを都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(協議会の議事)

第十五条 協議会は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であつた委員及び当該発議がされた

際参議院議員であつた委員がそれぞれ七人以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決する。

(協議会事務局)

第十六条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に参事その他の職員を置き、参事のうち一人を事務局長とする。

3 事務局長は、協議会の会長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。

4 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

(両院議長協議決定への委任)

- 5 事務局長その他の職員は、協議会の会長が両議院の議長の同意及び両議院の議院運営委員会の承認を得て、任免する。
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局に関する必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(両院議長協議決定への委任)

第十七条 この節に定めるもののほか、協議会に関する事項は、両議院の議長が協議して定める。

- 1 (国民投票公報の印刷及び配布)
 - 2 中央選挙管理会は、国民投票の結果を国民に對して速やかに知らせるように努めなければならない。
 - 3 投票人に対しては、特別の事情がない限り、国民投票の当日、その投票権行使するためには必要な時間を与えるよう措置されなければならない。
- 2 中央選挙管理会は、国民投票公報の原稿を作成したときは、これを国民投票の期日前三十日までに中央選挙管理会に送付しなければならない。

(投票人名簿)

第十八条 協議会は、第十四条第一項第一号の国民投票公報の原稿を作成したときは、これを国民投票の期日前三十日までに中央選挙管理会に送付しなければならない。

- 1 中央選挙管理会は、前項の国民投票公報の原稿の送付があったときは、速やかに、その写しを都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。
- 2 中央選挙管理会は、前項の国民投票公報の原稿の送付があったときは、速やかに、その写しを都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(投票人名簿)

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の登録は、国民投票の期日前三十日までに中央選挙管理会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前項の国民投票公報の原稿の写しの送付があつたときは、速やかに、国民投票公報を印刷しなければならない。この場合においては、当該写しを原文のまま印刷しなければならない。

4 公職選挙法第百七十条第一項本文及び第二項の規定は、国民投票公報の配布について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙に用うべき選挙人名簿」とあるのは「投票人名簿」と、「選挙の期日前二日」とあるのは「国民投票の期日前十日」と、同条第二項中「選挙人」とあるのは「投票人」と読み替えるものとする。

5 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手続に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならぬ。

6 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手続に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

7 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手続に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

8 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手続に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

9 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手続に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

10 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

11 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

12 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

13 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

14 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

15 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

16 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

17 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

18 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

19 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

20 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

21 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

22 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

23 第十九条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

2 投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができるとする。

3 国民投票を行う場合において必要があるときは、投票人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第三十二条において同じ。)を用いることができる。

4 投票人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

6 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

7 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

8 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

9 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

10 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

11 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

12 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

13 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

14 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

15 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

16 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

17 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

18 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

19 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

20 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

21 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

22 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該投票に限り、その効力を有する。

日現在で年齢満十八年以上の日本国民(第四条)の規定により投票権を有しない者を除く)で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一 国民投票の期日前五十日に当たる日(以下「登録基準日」という。)において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者

所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

二 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申出)

二 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に記録された者であつて、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないもの(登録基準日後当該住民基本台帳に記録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に記録されたことがある者及び当該住民基本台帳に記録された日ににおいていずれかの市町村の在外投票人名簿に登録されている者を除く。)

二 項の規定は、投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

二 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第四項、第二十一条、第二十五

条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

三 公職選挙法第二百二十四条の規定は、第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

(訴訟)

二二二 条 第二十六条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、投票人名簿の登録に関する資格を有する者を調査し、その者を投票人名簿に登録するための整理をしておかなければならぬ。

(登録)

二二三 条 第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会が定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を投票人名簿に登録しなければならない。

二二四 条 第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により投票人名簿に登録した者の氏名、住

二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求」とあるのは、「一の縦覧に係る投票人名簿への登録又は投票人名簿からの抹消に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(補正登録)

二二七 条 第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条の規定により投票人名簿の登録をした日後国民投票の期日までの間、当該登録の際に投票人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票人名簿に登録されていなことを知った場合には、その者を直ちに投票人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(表示及び訂正等)

二二八 条 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿に登録されている者が第四条の規定により投票権を有しなくなつたことを知つた場合において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

(縦覧)

二二九 条 第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により投票人名簿に登録した者の氏名、住

人名簿にあつては、記録内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する投票人名簿にあつては、記録の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

二二九 条 第二十九条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(登録の修正)

二二九 条 第三十条 公職選挙法第二十九条の規定は、投票人名簿に登録される資格の確認に関する通報及び投票人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(投票人名簿の再調製)

二二九 条 第三十二条 公職選挙法第三十条の規定は、投票人名簿の再調製について準用する。

(投票人名簿の保存)

二二九 条 第三十二条 投票人名簿及びその抄本は、第二百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなかつた日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

第四節 在外投票人名簿

(在外投票人名簿)

第三十三条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿のほか、在外投票人名簿を調製しなければならない。

2 在外投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

3 国民投票を行う場合において必要があるときは、在外投票人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて在外投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第四十五条において同じ。)を用いることができ

る。

4 在外投票人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により調製された在外投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(在外投票人名簿の記載事項等)

第三十四条 在外投票人名簿には、投票人の氏名、最終住所(投票人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。)又は申請の時(第三十七条第一項第一号に掲げる者にあつては投票人が公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいい、

投票人が第三十六条第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。)における本籍、性別及び生年月日等の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあつては、記録)をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めることにより、在外投票人名簿を編製する投票区(以下「指定在外投票区」という。)を指定しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、在外投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。(在外投票人名簿の被登録資格)

3 前二項に規定するもののほか、在外投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。2 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めることにより、在外投票人名簿を編製する投票区(以下「指定在外投票区」という。)を指定しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、在外投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。(在外投票人名簿の被登録資格)

3 前二項に規定するもののほか、在外投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定するもののほか、在外投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(在外投票人名簿の登録の申請)

第三十五条 在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八歳以上の日本国民(第4条の規定により投票権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。)で、次のいずれかに該当するものについて行う。

1 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿(公職選挙法第四章の二の在外選挙人名簿をいう。次条第一項及び第四項並びに第三十七条第一項第一号において同じ。)に登録されている者(登録基準日においていざれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者を除く。)

2 次条第一項の規定により在外投票人名簿の登録の申請をした者(当該申請に基づき在外投票人名簿の登録を行おうとする日において同一の市町村の住民基本台帳に記録されている者を除く。)

いづれかの市町村の投票人名簿に登録されている者を除く。)

(在外投票人名簿の登録の申請)

第三十六条 国民投票の期日現在で年齢満十八歳以上の日本国民で、国外に住所を有する者(在外選挙人名簿に登録されている者を除く。)は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所が、いずれの市町村の選挙管理委員会(その者所在地の市町村の選挙管理委員会(その者所在地の市町村の選挙管理委員会)に登録されたことのない者である場合には、申請の時に提出するその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項又は第三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日(登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十四条に規定する転出をいう。)をした者にあつては、登録基準日後七日に当たる日)までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に関し当該申請をする者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。)当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者(以下この節において同じ。)に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めることにより、第一項の規定による申請書に

その申請をした者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見を付して、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会に当該申請をした者が、いざれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことのない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

4 登録基準日までの間に、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者(登録基準日において同条第三項第二号に規定する三箇月を経過していない者及び在外選挙人名簿に登録されている者を除く。)については、当該申請を第一項の規定による申請とみなす。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めることにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の在外投票人名簿に登録されなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十五日に当たる日以後においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第二号に

掲げる者について同項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請書を送付した者に、在外投票人名簿に登録されている者であることの証明書(以下「在外投票人証」という。)を交付しなければならない。ただし、同条第四項の規定により公職選挙法第三十条の第五第一項の規定による申請を前条第一項の規定による申請とみなされた場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定により交付された在外投票人証は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、経由領事官(同項第一号に掲げる者にあっては公職選挙法第三十条の七第一項に規定する経由領事官をいい、前条第一項第二号に掲げる者にあっては当該在外投票人名簿に登録した者に係る第三十六条第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。)の名称、最終住所及び生年月日(当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。
(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 公職選挙法第二十四条第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第十五条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第四項、第二十一一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

(在外投票人名簿の登録に関する訴訟)

第四十条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、在外投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日(政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。)」と読み替えるものとする。

(在外投票人名簿の登録に関する訴訟)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿に登録されている者が第四条の規定により投票権を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに在外投票人名簿にその旨を表示しなければならない。

(在外投票人名簿の表示及び訂正等)

第四十二条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外投票人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外投票人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

三 公職選挙法第二百二十四条第一項の規定によつての登録が争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る在外投票人名簿への登録又は在外投票人名簿からの抹消に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外投票人名簿の登録の抹消)

第四十三条 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外投票人名簿に登録されているもの(以下この項において「他市町村在外投票人名簿登録者」という。)について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外投票人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと又は当該他市町村在外投票人名簿登録者を在外投票人名簿から抹消すべきことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 公職選挙法第二十九条の規定は、在外投票人名簿に登録されている者の記載内容(第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外投票人名簿にあつては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。

(在外投票人名簿の再調製)

第四十四条 公職選挙法第三十条の規定は、在外投票人名簿の再調製について準用する。

2 公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び

官報 (号外)

(在外投票人名簿の保存)	
第四十五条 第三十二条の規定は、在外投票人名簿及びその抄本の保存について準用する。	
(在外投票人名簿の登録に関する政令への委任)	
第四十六条 第三十五条から前条までに規定するもののほか、在外投票人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。	
第五節 投票及び開票	
(一人一票)	
第四十七条 投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限る。	
(投票管理者)	
第四十八条 国民投票ごとに、投票管理者を置く。	
2 投票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。	
3 投票管理者は、投票に関する事務を担任する。	
4 投票管理者は、国民投票の投票権を有しなくなつたときは、その職を失う。	
5 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する投票人がした第六十一条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。	
(投票立会人)	
第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区における投票人名簿に登録された者のなかに届け出なければならない。	
(投票所の告示)	
第五十二条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日から少なくとも五日前に、投票所を告示しなければならない。	
2 投票立会人で参會する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における投票人名簿に登録された者のなかから二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならぬ。	
3 同一の政党その他の政治団体に属する者は、選任することができない。	
4 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。	
(投票所)	
第五十条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。	
(投票所の開閉時間)	
第五十一条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を來さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	
2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。	
(投票用紙の交付及び様式)	
第五十三条 投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、投票人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、国民投票の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。	
2 投票人名簿又は在外投票人名簿に登録された者であつても投票人名簿又は在外投票人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。	
(投票の記載事項及び投函)	
第五十四条 国民投票の当日(第六十条の規定による投票にあつては、当該投票の当日)、国民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができない。	
(投票権のない者の投票)	
第五十五条 投票人は、国民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。	
2 投票人は、投票人名簿又はその抄本(当該投票人名簿が第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第六十	
(点字投票)	
第五十六条 投票用紙は、国民投票の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。	
2 投票用紙には、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。	
3 投票用紙は、別記様式(第六十一条第一項、第二項及び第四項並びに第六十二条の規定による投票の場合にあつては、政令で定める様式)に準じて調製しなければならない。	
4 投票用紙には、投票所において、憲法改正案に対し賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、憲法改正案に対し反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。	
5 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。	
(代理投票)	
第五十七条 投票人は、点字による投票を行う場合においては、投票用紙に、憲法改正案に対し賛成するときは賛成と、憲法改正案に対し反対するときは反対と自書するものとする。	
2 前項の場合においては、政令で定める点字は文字とみなし、投票用紙の様式その他必要な事項は、政令で定める。	
(身体の故障又は文盲により、自ら○の記号を記載することができない投票人は、第五十九条 身体の故障又は文盲により、自ら○の記号を記載することができない投票人は、第五十七条第一項、第六十二条第四項及び第五項	

並びに第八十二条の規定にかかるらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができ

る。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者一人をその承諾を得て定め、その一人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。

3 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)

第六十条 国民投票の当日に次に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第五十五条第一項の規定にかかるはず、国民投票の期日前十四日前に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第四十八条第五項及び第七十一条の規定は、適用しない。

第四十九条第一項		各投票区における投票人名簿に登録された者		国民投票の投票権を有する者	
第四十九条第二項	投票所	期日前投票所	期日前投票所	投票所	投票所
投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人	十五日	二人	期日前投票所	期日前投票所
第四十九条第二項	その投票区における投票人名簿に登録された者	三日	二人以上五人以下	期日前投票所	期日前投票所

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在すること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をしていること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

第六十三条第一項

国民投票の当日投票所

第六十条第一項の規定による投票の日、期日前投票所

第六十六条第一項

国民投票の当日、投票所

第六十条第一項の規定による投票の日、期日前投票所

第六十七条第一項

投票所

期日前投票所

第六十四条

投票所

期日前投票所

第六十五条第一項

投票所

期日前投票所

第六十六条第一項

投票所

期日前投票所

第六十七条第一項

投票所

期日前投票所

第六十八条第一項

投票所

期日前投票所

第六十九条

投票所

期日前投票所

第六十条第一項

投票所

期日前投票所

第六十一条第一項

投票所

期日前投票所

第六十二条第一項

投票所

期日前投票所

第六十三条第一項

投票所

期日前投票所

第六十四条第一項

投票所

期日前投票所

第六十五条第一項

投票所

期日前投票所

第六十六条第一項

投票所

期日前投票所

第六十七条第一項

投票所

期日前投票所

第六十八条第一項

投票所

期日前投票所

第六十九条第一項

投票所

期日前投票所

官 報 (号 外)

3

第五十条から第五十二条まで及び第七十二条から第七十四条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十条		市役所
第五十一条第一項	午前七時	国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第五十二条第一項	午前八時三十分	国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定期間）、市役所
第五十二条第二項	午前七時	国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定期間）、市役所

4

第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。

（不在者投票）

第六十一条 前条第一項の投票人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかるわらず、投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（国民投票の投票権を有する者に限る。）をして投票に関する記載ができる。

4

これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

投票人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。）の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項ただし書、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかかるわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

5

前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。

二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

により行わせることができる。

3 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第八十二条の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（国民投票の投票権を有する者に限る。）をして投票に関する記載ができる。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される投票人(特定国外派遣組織に属するもの)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する投票人とみなす。

7 投票人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいう。)であるもののうち国民投票の當日前条第一項に掲げる事由に該当すると見込まれるもの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項、第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項、第五十九条及び第六十三条の規定にかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるもの この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

2 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票については、第五十三条第一項ただし書中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人名簿」と、「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、第五十五条第一項中「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、同条第二項中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人証又は在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿」と、「当該投票人名簿」とあるのは「当該在外投票人名簿」と、「第二十条第二項」とあるのは「第三十三条第二項」と、「書類」第六十九条及び第七十条において同じ。」とあるのは「書類」と、第六十条第一項中「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外投票区」と、同条第二項の表第五十三条第一項の項中「第五十三条第一項」とあるのは「第六十

二条第二項の規定により読み替えて適用されるの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十三条第一項と、「国民投票の当日投票所」とあるのは「国民投票の当日指定在外投票区の投票所」と、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」とする。

3 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(投票人の確認及び投票の拒否)

第六十三条 投票管理者は、投票をしようとする投票人が本人であるかどうかを確認することができますときは、その本人である旨を宣言せなければならぬ。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

4 前項の投票は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

5 投票立会人において異議のある投票人についても、また前二項と同様とする。

(退出させられた者の投票)

第六十四条 第七十四条の規定により投票所外に退出させられた者は、最後になつて投票をすることができる。ただし、投票管理者は、投票所の秩序を乱すおそれがないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票記載所における憲法改正案等の掲示)

第六十五条 市町村の選挙管理委員会は、国民投

8 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行つ組織(以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する投票人(南極地域調査組織に同行する投票人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち国民投票の當日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるも

第六十二条 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、第六十条第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十九条及び次条の規定により、行わせることができる。

一 国民投票の期日前六日に当たる日から国民投票の期日前十四日に当たる日(投票の送致にかかるわらず、次に掲げるいづれかの方法により行われることができる。

二 退出させられた者の投票)

第六十四条 第七十四条の規定により投票所外に退出させられた者は、最後になつて投票をすることができる。ただし、投票管理者は、投票所の秩序を乱すおそれがないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票記載所における憲法改正案等の掲示)

第六十五条 市町村の選挙管理委員会は、国民投

官報(号外)

票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に憲法改正案及びその要旨の掲示をしなければならない。ただし、憲法改正案及びその要旨の掲示が著しく困難である場合においては、当該投票所における国民投票公報の備付けをもつて当該掲示に代えることができ

2 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、憲法改正案及びその要旨の掲示をしなければならない。ただし、憲法改正案及びその要旨の掲示が著しく困難である場合においては、当該期日前投票所又は投票を記載する場所における国民投票公報の備付けをもつて当該掲示に代えることができる。

3 国民投票広報協議会は、前二項の憲法改正案の要旨を作成したときは、速やかに、これを中央選挙管理会に送付しなければならない。

4 中央選挙管理会は、前項の送付があったときは、速やかに、これを都道府県の選挙管理委員会を経由して、市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の掲示に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(投票の秘密保持)

第六十六条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(投票箱の閉鎖)

第六十七条 投票所を開じるべき時刻になつたと

きは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を閉鎖し、投票所にある投票人の投票の結果を示さなければならぬ。ただし、憲法改正案及びその要旨の掲示が著しく困難である場合においては、当該投票所における国民投票公報の備付けをもつて当該掲示に代えることができ

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。

(投票録の作成)

第六十八条 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第六十九条 投票管理者が同時に開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、国民投票の当日、その投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本(当該在外投票人名簿が第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。)を開票管理者に送致しなければならない。

第七十条 島その他交通不便の地について、国民投票の期日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本及び在外投票人名簿又はその抄本(継上投票)

(開票立会人)

第七十二条 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができる。ただし、投票人の同伴する幼児その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第七十三条 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官の処分を請求することができる。

第七十四条 投票所において演説討論をし、若しくは喧騒にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出させることができる。

(開票管理者)

第七十五条 国民投票ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、国民投票の投票権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担任する。

4 開票管理者は、国民投票の投票権を有しなくなつたときは、その職を失う。

2 前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、国民投票分会長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(投票所に出入し得る者)

第七十二条 投票人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができる。ただし、投票人の同伴する幼児その他の投票人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第七十三条 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官の処分を請求することができる。

2 前項の規定により届出のあつた者が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

3 前項の規定によるくじを行うべき場所及び時は、市町村の選挙管理委員会において、あらかじめ告示しなければならない。

4 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で參会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開

票区における投票人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党等と同一の政党等に属する者を当該政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。
 (開票所の設置)

第七十七条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
 (開票の場所及び日時の告示)

第七十八条 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。
 (開票日)

第七十九条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。
 (開票)

第八十条 開票管理者は、開票立会人立会いの上、投票箱を開き、まず第六十三条第三項及び第五項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。
 2 開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同

して、投票を点検しなければならない。

3 開票管理者は、投票の点検を終わつたときは、直ちにその結果を国民投票分会长に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第八十一条 投票の効力は、開票立会人の意見を聞き、開票管理者が決定しなければならない。

その決定に当たつては、次条第二号の規定にかかるわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載すること

により抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重

線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とする

ほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第八十二条 次のいずれかに該当する投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの
 二 ○の記号以外の事項を記載したもの
 三 ○の記号を自書しないもの
 四 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの
 字を囲んだ○の記号とともに記載したもの

(開票の参観)

第八十三条 投票人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

4 (開票録の作成)

第八十四条 開票管理者は、開票録を作り、開票

に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第八十五条 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、第一百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいづれか遅い日まで、保存しなければならない。

(一部無効による再投票の開票)

第八十六条 憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となり再投票を行つた場合の開票においては、その投票の効力を決定しなければならない。

(繰延開票)

第八十七条 第七十一条第一項本文及び第二項の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第八十八条 第七十二条本文、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(開票所の取締り)

第八十九条 第七十二条本文、第七十三条及び第七十四条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(開票所の取締り)

(国民投票分会及び国民投票会)

第六節 国民投票分会及び国民投票会

(国民投票分会长)

第八十九条 国民投票に際し、都道府県ごとに、国民投票分会长を置く。

2 国民投票分会长は、国民投票の投票権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

(国民投票分会长の開催)

第九十条 第七十六条の規定は、国民投票分会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「各開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会长」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会長」と、同条第四項中「又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなつたとき」は市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「国民投票分会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「国民投票分会」と、「開票管理者」とあるのは「国民投票分会长」と、「その開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票」とあるのは「国民投票分会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票分会长」と読み替えるものとする。

(国民投票分会立会人)

第九十条 第七十六条の規定は、国民投票分会立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「各開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会长」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票分会長」と、同条第四項中「又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなくなつたとき」は市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「国民投票分会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「国民投票分会」と、「開票管理者」とあるのは「国民投票分会长」と、「その開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「開票」とあるのは「国民投票分会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「国民投票分会长」と読み替えるものとする。

(都道府県の選挙管理委員会)

第九十一条 国民投票分会は、都道府県厅又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

2 都道府県の選挙管理委員会は、あらかじめ国民投票分会の場所及び日時を告示しなければならない。

3 国民投票分会长は、都道府県の区域内におけるすべての開票管理者から第八十条第三項の規定による報告を受けた日又はその翌日に国民投票分会を開き、国民投票分会立会いの

官報(号外)

<p>上、その報告を調査しなければならない。</p>
<p>4 国民投票分会长は、憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となり再投票を行つた場合において第八十条第三項の規定による報告を受けたときは、前項の規定の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。</p>
<p>2 国民投票分会长は、前項又は第八十条第三項の規定による報告を受けたときは、その職を失う。</p>
<p>(国民投票会立会人)</p>
<p>3 国民投票長は、国民投票会に関する事務を担任する。</p>
<p>4 国民投票長は、国民投票の投票権を有しなくなつたときは、その職を失う。</p>
<p>(国民投票会立会人)</p>
<p>第九十三条の規定による報告を受けた日又は翌日に国民投票会を開き、国民投票会立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。</p>
<p>4 国民投票長は、憲法改正案に係る国民投票の一部が無効となり再投票を行つた場合において第八十条第三項の規定による報告を受けたときは、前項の規定の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査しなければならない。</p>
<p>2 国民投票長は、前項又は第八十条第三項の規定による報告を受けたときは、その職を失う。</p>
<p>(国民投票会立会人)</p>
<p>該投票総数の二分の一を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じて内閣総理大臣に通知しなければならない。</p>
<p>3 内閣総理大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちに同項に規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。</p>
<p>(準用)</p>
<p>第九十九条 第七十二条第一項本文、第七十二条第一項中「各開票区における投票人名簿に登録された者」とあるのは「国民投票の投票権を有する者」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票長」と、同条第二項及び第三項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「国民投票長」と、同条第四項中「又は国民投票の期日の前日までに三人に達しなかつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が国民投票の期日以後に三人に達しなかつたとされる訴訟が裁判所に係属しなかつた日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。</p>
<p>2 国民投票録は、第九十三条の規定による報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、第百二十七条の規定による訴訟が裁判所に係属しなかつた日又は国民投票の期日から五年を経過した日のうちいずれか遅い日まで、保存しなければならない。</p>
<p>該投票総数の二分の一を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じて内閣総理大臣に通知しなければならない。</p>
<p>3 内閣総理大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちに同項に規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。</p>
<p>(適用上の注意)</p>
<p>第七節 国民投票運動</p>
<p>第百条 この節及び次節の規定の適用に当たつては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不正に侵害しないように留意しなければならない。</p>
<p>(投票事務関係者の国民投票運動の禁止)</p>
<p>第百一条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内外において、憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為(以下「国民投票運動」という。)をすることができない。</p>
<p>投票管理者は、その者の業務上の地位を利用して国民投票運動をすることができない。</p>

(中央選舉管理会の委員等の国民投票運動の禁止)

第一百二条 中央選舉管理会の委員及び中央選舉管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選舉管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報をすることができない。

(公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止)

第一百三条 国若しくは地方公共団体の公務員若しくは特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)の役員若しくて同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員若しくて同じ。)の役員若しくは職員又は公職選舉法(平成三十六条の二第一項第二号に規定する公庫の役職員は、その地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 教育者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する学校の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。

2 前項の放送は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党が日本放送協会及び当該放送を行う一般放送事業者と協議の上、定める。

第一百四条 一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二条)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。)の役員並びに国民投票運動に関する放送についての留意)

じ。)、有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。)、有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五条)第二条の有線ラジオ放送をいう。)の業務を行う者又は電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。)の業務を行う者(次条において「一般放送事業者等」という。)は、国民投票に関する放送については、放送法第三条の二第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

(投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限)

第一百五条 何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、一般放送事業者等の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

(国民投票広報協議会及び政党等による放送)

第一百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

4 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

5 政党等は、両議院の議長が協議して定めることにより、両議院の議長が協議して定める額の範囲内で、前項の意見の放送のための録音又は録画を無料でできる。

6 第一項の放送に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対しても同一の時間数及び同等の時間帯を与える等同等の利便を提供しなければならない。

7 第一項の放送において意見の放送をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該放送の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

6 第一項の広告において意見の広告をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該広告の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

(公職選挙法による政治活動の規制との調整)

第一百八条 公職選挙法第二百一条の五から第二百一条の九までの規定は、これらの条に掲げる選挙が行われる場合において、政党その他の政治活動を行う団体が、国民投票運動を行ふことを妨げるものではない。

等(一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であつて両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下この条及び次条において同じ。)及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

3 第一項の放送において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

4 第一項の放送において、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見の広告を客観的かつ中立的に行うものとする。

3 第一項の広告において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

2 前項の広告は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

2 前項の広告は、国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、新聞に、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等が行う意見の広報のための広告をするものとする。

(国民投票広報協議会及び政党等による新聞広告)

第八節 罰則

(組織的多数人買収及び利害誘導罪)

第一百九条 国民投票に関し、次に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしない旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、金錢若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益(多数の者に対する意見の表明の手段として通常用いられないものに限る)若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をし、又は憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる供應接待をし、若しくはその申込み若しくは約束をしたとき。

二 組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないようその旨を明示して勧誘して、その投票をし又はしないことの報酬として、金錢若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる供應接待をし、若しくはその申込み若しくは約束をしたとき。

三 前二号に掲げる行為をさせる目的をもつて国民投票運動をする者に対し金錢若しくは物の交付をし、若しくはその交付の申込み若したとき。

三 前二号に掲げる行為をさせる目的をもつて国民投票運動をする者に対し金錢若しくは物の交付をし、若しくはその交付の申込み若したとき。

しくは約束をし、又は国民投票運動をする者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。

(組織的多数人買収及び利害誘導罪の場合の没収)

第一百十条 前条の場合において收受し、又は交付を受けた利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(職権濫用による国民投票の自由妨害罪)

第一百十一条 国民投票に関し、國若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。以下この節において同じ。)、開票所、国民投票会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票干渉罪)

第一百十三条 投票所又は開票所において、正当な理由がなくて、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

二 法令の規定によらないで、投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)

中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票

(投票の秘密侵害罪)

第一百十二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。)又は監視者(投票所第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。以下この節において同じ。)、開票所、国民投票会場又は国民投票会場を監視する職権を有する者をいう。以下同じ。)が投票人の投票した内容を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票干渉罪)

二 首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 付和随行した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

二 首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 付和随行した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

二 前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首謀者は、二年以下の禁錮に処し、その他の者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

又は投票、投票箱その他関係書類(関係の電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の方式)の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう)を含む)を抑留し、損ない、若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。(多衆の国民投票妨害罪)

(組織的多数人買収及び利害誘導罪)

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百八条 詐偽の方法をもつて投票人名簿又は

在外投票人名簿に登録をさせた者は、六月以下

の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 投票人名簿に登録をさせる目的をもつて住民

基本台帳法第二十二条の規定による届出に関し

虚偽の届出をすることによって投票人名簿に登

録をさせた者も、前項と同様とする。

3 在外投票人名簿に登録をさせる目的をもつて公

職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請

に関し虚偽の申請をすることによって在外投票

人名簿に登録をさせた者も、第一項と同様とす

る。

4 第六十三条第一項の場合において虚偽の宣言

をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第一百十九条 投票人でない者が投票をしたとき

は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に

処する。

2 氏名を詐称し、その他詐偽の方法をもつて投

票し、又は投票しようとした者は、二年以下の禁

錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し、又はその数を増減した者は、

三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下

の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理

会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委

員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会

事務局の職員、投票管理者、開票管理者、国民

投票分会長若しくは国民投票長、国民投票事務

に係る國若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したとき

は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(代理投票等における記載義務違反)

第一百二十条 第五十九条第二項の規定により賛成

の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載す

べきものと定められた者が投票人の指示する

十円以下の罰金に処する。

2 第六十三条第三項の規定により投票に関する

記載をすべき者が投票人の指示する賛成の文字

又は反対の文字を開んで○の記号を記載しな

かつたときは、一年以下の禁錮又は三十万円以

下の罰金に処する。

3 前項に規定するもののほか、第六十三条第三

項の規定により投票に関する記載をすべき者

が、投票を無効とする目的をもつて、投票に関

する記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき

も、前項と同様とする。

(立会人の義務を怠る罪)

第一百二十二条 立会人が、正当な理由がなくてこ

の法律に規定する義務を欠くときは、二十万円

以下の罰金に処する。

(国民投票運動の規制違反)

第一百二十二条 第百一条又は第二百二条の規定に違

反して国民投票運動をした者は、六月以下の禁

錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(不在者投票の場合の罰則の適用)

第一百二十三条 第六十三条第一項の規定による投

票については、その投票を管理すべき者は投票所

管理者と、その投票を記載すべき場所は投票所

と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人

と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文

字を開んで○の記号を記載すべきものと定めら

れた者は第五十九条第二項の規定により賛成の

文字又は反対の文字を開んで○の記号を記載す

べきものと定められた者とみなして、この節の

規定を適用する。

2 第六十三条第二項の規定による投票について

は、投票人が投票の記載の準備に着手してから

投票を記載した投票用紙を郵便等により送付す

るためこれを封入するまでの間における当該投

票に関する行為を行いう場所を投票所とみなし

て、第六十三条第一項の規定を適用する。

3 第六十三条第四項の規定による投票について

は、その投票を管理すべき者は投票管理者と、投

票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が

指示する賛成の文字又は反対の文字を開んで○

の記号を記載すべきものと定められた者は第五

十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対

の文字を開んで○の記号を記載すべきものと定

められた者とみなして、この節の規定を適用す

る。

4 第六十三条第七項の規定による投票について

は、船舶において投票を管理すべき者及び投票

を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長

は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信

すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所

と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票

箱と、船舶において投票に立ち会うべき者は投

票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は

反対の文字を開んで○の記号を記載すべきもの

と定められた者は第五十九条第二項の規定によ

り賛成の文字又は反対の文字を開んで○の記号

を記載すべきものと定められた者とみなして、

この節の規定を適用する。

5 第六十三条第八項の規定による投票について

は、同項の施設又は船舶において投票を管理す

べき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理

委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載を

し、これを送信すべき場所及び投票を受信すべ

き場所は投票所と、投票を受信すべきファクシ

ミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶にお

いて投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投

票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を開

んで○の記号を記載すべきものと定められた者

は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又

は反対の文字を開んで○の記号を記載すべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

(在外投票の場合の罰則の適用)

第一百二十四条 第三十六条第二項及び第三項に規

定する在外投票人名簿の登録の申請の経由に係

る事務、第六十二条第一項第一号に規定する在外

投票に係る事務その他のこの法律及びこの法

律に基づく命令により在外公館の長に属させら

れた事務に従事する在外公館の長及び職員並び

に第三十六条第二項及び第三項に規定する在外

投票人名簿の登録の申請の経由に係る事務に從

事する者は、第六十二条、第六十三条、第六十四条

及び第六十五条に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この節の規定を適用する。

2 第六十二条第一項第一号の規定による投票に

ついては、その投票を管理すべき在外公館の長

は投票管理者(第百四十四条に規定する投票管理者に限る)と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定められた者は第五十九条第二項の規定により賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載すべきものと定めすべきものと定められた者とみなして、この節の規定を適用する。

第六十二条第一項第二号の規定による投票については、投票人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間ににおける当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第一百三十三条第一項の規定を適用する。(国外犯)

第一百二十五条 第百九条、第一百一条、第一百十二条、第一百十三条第一項、第一百十四条から第百六条まで、第一百十九条から第一百二十一条まで及び第一百二十二条、第一百一条第二項又は第一百二条の規定に違反して国民投票運動をした者に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

第三章 国民投票の効果
第一百二十六条 国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が第九十八条第二項に規定する投票総数の二分の一を超えた場合は、当該憲法改正について日本国憲法第九十六条第一項の国民の承認があつたものとする。

2 内閣総理大臣は、第九十八条第二項の規定により、憲法改正案に対する賛成の投票の数が同項に規定する投票総数の二分の一を超える旨の

通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布のための手続を執らなければならない。

第四章 国民投票無効の訴訟等

第一節 国民投票無効の訴訟

(国民投票無効の訴訟)

第一百二十七条 国民投票に關し異議がある投票人は、中央選舉管理会を被告として、第九十八条第二項の規定による告示の日から三十日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

3 第六十二条第一項第二号の規定による投票につい

ては、投票人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間ににおける当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第一百三十三条第一項の規定を適用する。

(国外犯)

第一百二十五条 第百九条、第一百一条、第一百十二条、第一百十三条第一項、第一百十四条から第百六条まで、第一百十九条から第一百二十一条まで及び第一百二十二条、第一百一条第二項又は第一百二条の規定に違反して国民投票運動をした者に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

二 第一百一条、第一百二条、第一百九条及び第一百十二条、第一百十三条第一項の規定に規定する賛成の投票の数が第九十八条第二項に規定する投票総数の二分の一を超えた場合は、当該憲法改正について日本国憲法第九十六条第一項の国民の承認があつたものとする。

2 内閣総理大臣は、第九十八条第二項の規定により、憲法改正案に対する賛成の投票の数が同項に規定する投票総数の二分の一を超える旨の

関には、国民投票広報協議会を含まないものとする。

(国民投票無効の訴訟の処理)

第一百二十九条 第百二十七条の規定による訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。

2 当事者、代理人その他の第百二十七条の規定による訴訟に關する者は、前項の趣旨を踏まえ、充実した審理を特に迅速に行うことができよう。裁判所に協力しなければならない。

(国民投票無効の訴訟の提起と国民投票の効力)

第一百二十八条 前条の規定による訴訟の提起があつた場合において、次に掲げる事項があり、そのためには憲法改正案に係る国民投票の結果

八条第二項に規定する投票総数の二分の一を超えること又は超えないことをいう。第百三十五条において同じ。に異動を及ぼすおそれがあるときは、裁判所は、その国民投票の全部又は一部の無効を判決しなければならない。

(国民投票無効の訴訟に対する訴訟法規の適用)

第一百二十九条 第百二十七条の規定による訴訟提起があつても、憲法改正案に係る国民投票の効力は、停止しない。

(国民投票無効の訴訟に対する訴訟法規の適用)

第一百三十一条 第百二十七条の規定による訴訟については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第四十三條の規定にかかる

二 同法第十三条 第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一

条及び第三十四条の規定は、準用せず、また、同法第十六条から第十八条までの規定は、第百

二十七条の規定により憲法改正案に係る国民投票の無効を求める数個の請求に関してのみ準用する。

(国民投票無効の訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)

第一百三十二条 第百二十七条の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、総務大臣及び中央選舉管理会に通知しなければならない。その訴訟が係属しなくなつたときは、中央選舉管理会は、直ちにその旨を官報で

2 第百二十七条の規定による訴訟につき判決が確定したときは、裁判所の長は、その判決書の謄本を、総務大臣及び中央選舉管理会並びに衆議院議長及び参議院議長に送付しなければならない。

(憲法改正の効果の発生の停止)

第一百三十三条 憲法改正が無効とされることによる訴訟に關する者は、前項の趣旨を踏まえ、充実した審理を特に迅速に行うことができよう。裁判所に協力しなければならない。

2 前項の規定による憲法改正の効果の発生を停止する決定が確定したときは、憲法改正の効果り生ずる重大な支障を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、憲法改正の効果の発生の全部又は一部の停止をするものとする。ただし、本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

3 第一項の決定は、第三者に対しても効力を有する。間、停止する。

4 第一項の決定は、管轄裁判所は、本案の係属する裁判所とする。

5 第一項の決定は、疎明に基づいてする。

6 第一項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならぬ。

(国民投票無効の告示等)

第一百三十四条 第百二十七条の規定による訴訟の結果憲法改正案に係る国民投票を無効とする判決が確定したとき又は前条第一項の規定による

憲法改正の効果の発生を停止する決定が確定したとき若しくはその決定が効力を失つたときは、中央選舉管理会は、直ちにその旨を官報で

告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

第二節 再投票及び更正決定

第一百三十五条 第百二十七条の規定による訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となつた場合(第六項の規定により憲法改正案に係る国民投票の結果を定める場合を除く。)においては、更に国民投票を行わなければならない。

2 第百二十七条の規定による訴訟を提起することができる期間又は同条の規定による訴訟が裁判所に係属している間は、前項の規定による国民投票を行うことができない。

3 第一項の規定による国民投票は、これを行うべき事由が生じた日から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行なう。

4 内閣は、国会法第六十五条第一項の規定により国民投票の再投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の再投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならない。

5 中央選挙管理会は、前項の通知があつたときは、速やかに、国民投票の再投票の期日を官報で告示しなければならない。

6 第百二十七条の規定による訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となつた場合において、更に国民投票を行わないで当該憲法改正案に係る国民投票の結果を定め

ることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならない。この場合においては、国民投票長は、国民投票録の写しを添えて、直ちにその憲法改正案に係る国民投票の結果を中央選挙管理会に報告しなければならない。

2 前項の支出金は、その支出金を財源とする経費の支出時期に遅れないよう、これを支出しなければならぬ。(行政手続法の適用除外)

第百三十八条 この法律の規定による処分その他の公権力の行使に当たる行為については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 第百三十九条 この法律の規定による不服申立ての制限(行政不服審査法による不服申立ての制限)は、この法律の規定による処分その他の公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 第百四十条 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。

2 この法律の規定については、政令で定めるとところにより、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区は市と、指定都市の区の選挙管理委員会及び選挙管理委員は市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。

(国民投票に関する期日の国外における取扱い)(不在者投票の時間)

2 第百四十三条 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に對してする行為(国外においてするもの)を除く。次項において同じ。)のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が

地の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

2 第百三十六条 国民投票に関する次に掲げる費用

その他の国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とする。

- 1 投票人名簿及び在外投票人名簿の調製に要する費用(投票人名簿の維持管理に要する費用を含む。)
- 2 投票所及び期日前投票所に要する費用
- 3 開票所に要する費用
- 4 国民投票分会及び国民投票会に要する費用
- 5 投票所等における憲法改正案等の掲示に要する費用
- 6 憲法改正案の広報に要する費用
- 7 国民投票公報の印刷及び配布に要する費用
- 8 国民投票の方法に関する周知に要する費用
- 9 第百六条及び第一百七条の規定による放送及び新聞広告に要する費用
- 10 不在者投票に要する費用
- 11 在外投票に要する費用

(国の支出金の算定の基礎等)

2 第百三十七条 前条の負担に係る地方公共団体に対する支出金の額は、国民投票事務の円滑な執行を確保するため、地方公共団体が当該事務を行なうために必要な金額を基礎とし

2 第百四十二条 この法律又はこの法律に基づく命

令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長等に対しても届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

2 第三十条において準用する公職選挙法第二十九条第二項の規定による投票人名簿の修正十九条第二項の規定による投票人名簿の修正に関する調査の請求

2 第四十三条第二項において準用する公職選挙法第二十九条第二項の規定による在外投票人名簿の修正に関する調査の請求

2 第四十三条第二項において准用する公職選挙法第二十九条第二項の規定による在外投票人名簿の修正に関する調査の請求

2 第四十三条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

2 第百四十三条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に對してする行為(国外においてするもの)を除く。次項において同じ。)のうち政令で定めるものは、午前八時三十分から午後八時(当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が

地の実情等を考慮して午後五時から午後八時までの間でこれと異なる時刻を定めている場合にあつては、当該定められている時刻)までの間にすることができる。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第六十一条

第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による投票に関し不在者投票管理者等に対しても行為のうち政令で定めるものは、当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

(国民投票に関する届出等の期限)

第一百四十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会又は選挙管理委員会に対する届出、請求、申出その他の行為内閣総理大臣、選挙管理委員会等が総務大臣又は選挙管理委員会に対してする行為を含む)の期限については、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第二条本文及び地方自治法第四条の二第四項本文の規定は、適用しない。

(一部無効による再投票の特例)

第一百四十五条 憲法改正案に係る国民投票の一部無効による再投票については、この法律に特別の規定があるものを除くほか、当該再投票の行われる区域等に応じて政令で特別の定めをすることができる。(在外投票を行わせることができない場合の取り扱い)

第一百四十六条 第六十二条第一項第一号の規定による投票を同号に定める期間内に行わせることができないときは、更に投票を行わせることはないものとする。(政令への委任)

第一百四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続及び費用の負担その他の施行に必要な事項は、政令で定める。

他その施行に必要な事項は、政令で定める。

(国民投票事務の委嘱)

第一百四十八条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に国民投票に関する事務を委嘱したときは、

これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。

(投票人に関する記録の保護)

第一百四十九条 市町村の委託を受けて行う投票人名簿又は在外投票人名簿に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事務の区分)

第一百五十条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 憲法改正の発議のための国会法の一部改正

第一百五十二条 この法律の規定により前項の最後の可決があつた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。

憲法改正原案について前項の最後の可決があつた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。

憲法改正原案について前項の最後の可決があつた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。

憲法改正原案について前項の最後の可決があつた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、その院の議長から、内閣に対し、その旨を通知するとともに、これを送付する。

第六章の次に第一章を加える。

第六章の二 日本国憲法の改正の発議

第一百五十三条 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の三 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の四 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の五 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の六 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の七 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の八 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の九 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十一 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十二 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十三 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十四 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十五 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十六 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十七 国会法の一部を次のように改正する。

第六章の十八 国会法の一部を次のように改正する。

第六十八条の三 前条の憲法改正原案の発議に当たつては、内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。

第六十八条の四 憲法改正原案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、第五十七条の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、参議院においては議員五十人以上

に返付する。

第八十六条の二 憲法改正原案について、甲議院において乙議院の回付案に同意しなかつたとき、又は乙議院において甲議院の送付案を否決したときは、甲議院は、両院協議会を求めることができる。

憲法改正原案について、甲議院が、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めなかつたときは、乙議院は、両院協議会を求めることができる。

第八十七条第一項中「及び条約」を「条約及び憲法改正原案」に改める。

第十一章の二 憲法調査会を「第十一章の二 憲法審査会」に改める。

第一百二条の六中「日本国憲法」の下に「及び日本国憲法に密接に関連する基本法制」を加え、「行う」を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」に、「憲法調査会」を「憲法審査会」に改める。

第百二条の七中「前条」を「第百二条の六から前条まで」に、「憲法調査会」を「憲法審査会」に改め、同条を第十一章の二中第百二条の十とする。

第百二条の六の次に次の三条を加える。

第百二条の七 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる。こ

の場合における憲法改正原案の提出については、第六十八条の三の規定を準用する。

前項の憲法改正原案及び日本国憲法に係る

改正の発議又は国民投票に関する法律案については、憲法審査会の会長をもつて提出者とする。

第一百二条の八 各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。

前項の合同審査会は、憲法改正原案に關し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

前二項に定めるもののほか、第一項の合同審査会に関する事項は、両議院の議決によりこれを定める。

第一百二条の九 第五十三条、第五十四条、第五十六条第二項本文、第六十条及び第八十条の規定は憲法審査会について、第四十七条(第三項を除く)、第五十六条第三項から第五项まで、第五十七条の三及び第七章の規定は日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案に係る憲法審査会について準用する。

憲法審査会に付託された案件についての第六十八条の規定の適用については、同条ただし書中「第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」とあるのは、「憲法改正原案、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案」とする。

第十一章の二の次に次の二章を加える。

第十一章の三 国民投票広報協議会

第一百二条の十一 憲法改正の発議があつたときは、当該発議に係る憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同

数の委員で組織する国民投票広報協議会を設ける。

国民投票広報協議会は、前項の発議に係る国民投票に関する手続が終了するまでの間存続する。

国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

第一百二条の十二 前条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に関する事項は、別に法律でこれを定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、第六章の規定(国会法第十一章の二の次に一章を加える改正規定を除く)並びに附則第四条、第六条及び第七条の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、附則第三条第一項、第十一条及び第十二条の規定は公布の日から施行する。

(在外投票人名簿の登録の申請等に関する特例)

第二条 政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者ではないものに対するこの法律の適用については、第五条中「市町村長」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第五条中「市町村長」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者」と、「その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者で」とあるものとす

る。

2 前項の法律の施行までの間の国会法の適用に關する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第五条中「市町村長」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者」と、「その市町村に本籍を有する者で」とあるものは「満二十年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

(この法律の施行までの間の国会法の適用に関する特例)

第三条 第六章の規定による改正後の国会法第六章の二、第八十三条の四、第八十六条の二、第一百二条の六、第一百二条の七及び第一百二条の九第二項の規定は、同法第六十八条の二に規定する

2 年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。

(この法律の施行までの間の国会法の適用に関する特例)

第四条 第六章の規定による改正後の国会法第六章の二、第八十三条の四、第八十六条の二、第一百二条の六、第一百二条の七及び第一百二条の九第二項の規定は、同法第六十八条の二に規定する

憲法改正原案については、この法律が施行されるまでの間は、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

官報(号外)

<p>日本国憲法の改正手続に関する事務 第 号)</p> <p>(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)</p> <p>第六条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のようにより改正する。</p> <p>第八条の二中「憲法調査会」を「憲法審査会」に改める。</p> <p>(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)</p> <p>第七条 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条中「憲法調査会」を「憲法審査会」に改める。</p> <p>第七条 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(住民基本台帳法の一一部改正)</p> <p>第八条 住民基本台帳法の一一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条の二第一項中「登録された者」の下に「及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第 年法律第 号)第三十七条第一項の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者」を加え、同 条第二項中「とき、又は」を「とき若しくは」に改め、「抹消したとき」の下に「又は日本国憲法の改 正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき若しくは同法第 四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したとき」を加える。</p> <p>(総務省設置法の一一部改正)</p> <p>第九条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二条第一項中「及び」を「日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第 号)及び」に改める。</p> <p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一一部改正)</p> <p>第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一一部を次のように改正する。</p> <p>別表に次のように加える。</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている</p> <p>第六十二条 国は、この規定の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)</p> <p>別記様式(第五十六条関係)</p>
---	--

表 折目 裏 折目

日本国憲法改正国民投票	
都（道府県）	(市) (区) (町) (村)
選挙管理委員会	印
○ 意見注	
一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。	
二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。	
三 ○の記号以外は何も書かないこと。	
記載欄	○ 意見注
反対	賛成
第四条	第三条
第三十七条第三項	第三十六条第一項
第 号)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第 号)

(公務員の政治的行為の制限に関する検討)

第十二条 国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する法律案

官報(号外)

又市 征治君	亀井 郁夫君
後藤 博子君	田村 秀昭君
長谷川 憲正君	今泉 昭君
鈴木 陽悦君	

製造販売業者名等を表示していない医薬品に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年四月二十七日

又市 征治

参議院議長 扇 千景殿

又市 征治

参議院議長 扇 千景殿

製造販売業者名等を表示していない医薬品に関する質問主意書

二〇〇二年の薬事法の一部改正が経過措置を経て、本年四月から完全に施行されている。これにより、製造販売業者名等を法の規定どおりに表示していない医薬品(以下「未表示医薬品」という。)は違法となり、販売事業者は未表示医薬品の販売だけでなく陳列するだけでも懲役または罰金が課されることとなつていて。厚生労働省は、改正内容を一応周知したとのことはあるが、現場の業者には徹底していないため、違法性が生じるおそれがある。違法とならないためには、未表示医薬品を回収するか、製造販売業者の責任の下、未表示医薬品のラベルを同法に適合した表示に貼り直すかの方法があると考える。

そこで、以下の質問をする。

一 医薬品販売現場の実情をみると、一方で大手の薬店・医薬品スーパーなどは返品をし、製造業者もそれを受け入れているものの、他方で中小薬局・薬店や配置薬業者の場合は少量である

ため、手数料も割高で返品しても輸送コストなどで赤字になるため返品をためらい、こうした医薬品が違法状態で滞留することにより、従前どおり未表示医薬品が売られるおそれは否定できない。未表示医薬品の回収に関して、こうした実態についての政府の把握状況を明らかにされたい。また、販売業者のうち大手業者、中小業者別にそれぞれ、現在手元にある未表示医薬品の量や現在までに回収した量を明らかにされたい。

二 製造販売業者の責任の下、未表示医薬品のラベルを法に適合した表示に貼り直すこと(以下「ラベル方式」という。)については、厚生労働省により通知がなされている。厚生労働省は、ラベル方式によることとした製造販売業者名を把握しているのか明らかにされたい。また、ラベルの発行枚数やそのうち製造販売業者自ら貼るとした分と製造販売業者の責任の下で、他の者に貼らせるとした分についての数量等も把握しているのか明らかにされたい。

三 現場では、本年四月に入つてから、販売(卸)売業者が自らの社名の(製造販売業者名がない)ラベルを小売業者に送り付けたものの、結局は無駄となる事例が起きていて。厚生労働省は、現場の実情を把握し、補正することにより流通可能となる医薬品を無駄にせず、また違法行為とならないようラベル方式を探る場合の趣旨・手法を再徹底すべきではないか。政府の見解を示されたい。

四 回収またはラベル方式のいずれかの方式を探るにしても、厚生労働省は三月に通知を出した以上、事後の状況を調査し販売先に残っている医薬品について、製造販売業者の責任で回収するか、または正しいラベルを貼るよう、指導す

る責任があると考えるが政府の見解を示されたい。

五 「本年四月から違法となる」旨をありのまま報道しようとした者が、返品を恐れる製薬企業から指弾され、言論の自由を封殺される事態が起きている。また一方では、これと裏腹に業界の一部には、「性急な取締りはないから、大丈夫だ。厚生労働省から了解を得ている」との風聞が流されている。仮に厚生労働省がそのような趣旨に取られる説明をしているのであれば、政

府自らが脱法行為を容認する、法治国家におけるまじき行為となる。このようなことは事実か否か明らかにされたい。

六 五のようないくつかの薬事法の一部改正の完全施行の趣旨に逆転した事態が起きないよう、飽くまでも法適用を前提に末端の中小事業者にも、法の施行への対処を早急に徹底させるべきである。しかし、現在、各県における解釈や指導は統一性を欠いており、地域によつて法の徹底の度合いや取締りに強弱が生まれ、一部の地域や事業者だけが違法とされ刑事罰に処せられるといった不公平な事が発生するおそれがある。このような事態を避けるためにも、厚生労働省の指導を早急かつ統一的に徹底すべきだと考えるが、その具体策を示されたい。

三、四及び六について

御指摘の「未表示医薬品」の実態等については把握していない。

三、四及び六について

厚生労働省としては、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法」の一部を改正する法律について(平成十四年七月三十一日付け厚生労働省発医業第〇七三一〇一一号厚生労働事務次官通知)、「改正薬事法における医薬品等の表示の取り扱いについて」(平成十七年三月三十一日付け食薬監麻発第〇三三一〇一八号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)、「旧法表示の経過措置期間終了に伴う新法表示への補正の取り扱いについて」(平成十九年三月二十日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡)等により、御指摘の経過措置の内容等について、医薬品の製造販売業者、販売業者、都道府県等に対し十分な周知を図り、平成十九年四月一日以後は「未表示医薬品」が販売されるとのないよう十分な指導を行つてきているところである。

五について

厚生労働省としては、御指摘のような説明を行つた事実はないものと承知している。

参議院議長 扇 千景殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員又市征治君提出製造販売業者名等を表示していない医薬品に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

平成十九年五月十四日 参議院会議録第二十四号

第明治
三二
種
郵
便
物
認
可日

発行所
二東京一〇 独番四都港五八 立行政法人國立虎ノ門三五 印刷局目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 一一〇円